

【申請期限が迫っています】 非課税世帯等緊急支援給付金 (3万円/1世帯)

申請期限は、**令和5年10月31日(火)**までです。申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができなくなりますので、対象となる方で、まだ返送していない方はお早目にご返送ください。また、家計急変世帯は申請が必要です。申請期限までに申請をお願いします。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を**受理した日から30日程度**を目安に支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

(世帯全員が住民税均等割課税者から扶養されている場合も対象)

令和5年1月～9月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から**確認書**を送付済。**要返送**
(未申告の方は**申請書**)

※令和5年6月1日時点で住民登録のある
非課税世帯の世帯主に確認書を送付していま
す。内容を確認し**令和5年10月31日(火)**までに
返送してください。

※**収入がなく未申告の場合は、税務窓口で申告
後、健康福祉課へご連絡ください。**

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：**令和5年10月31日(火)**

申請時点で住民登録がある市町村に
お問い合わせください。

*収入が減少したことがわかる書類が
必要です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大木町にお住まいの場合

- 基準日(令和5年6月1日)時点に大木町にお住まいで対象となる世帯には、大木町健康福祉課から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**を送付しています。
 - 下記内容を確認して、同封の**確認書**を大木町健康福祉課に**返信してください**。
【確認事項】確認書中段の□にチェックしてください。
 - ・世帯の中に、住民税課税となる所得がある未申告者がいないか
- 令和5年1月2日以降に転入(入国)されている場合は、**申請が必要**です。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- ※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）
- （一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安
単身の場合：93万円以下、母・子など2人の場合：おおよそ137万円以下
詳しくは給付金窓口へお尋ねください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、減額がわかる書類とともに健康福祉課へご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも、受給できる場合があります

- DV等で住所地以外に避難中の方も、価格高騰緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、町での**手続きが必要**です。



住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大木町役場 健康福祉課 「非課税世帯等緊急支援給付金」窓口

 **0944-32-1060** 受付時間 平日9:00～17:00